訓令番号	訓	令	名	所	Î	管	彳	Z	公	布	年	月	日
訓令第1号	さいたま市職 の一部を改正	員の勤務時間等 する訓令	に関する規程	人		事		課	7	Z成3	1年3	月8日	1
訓令第2号	さいたま市事訓令	務専決規程の一	部を改正する	総		務		課	平	成3 1	年3)	月29	田
訓令第3号	さいたま市副 正する訓令	市長事務分担規	程の一部を改	総		務		課	平	成3 1	年3〕	月29	田
訓令第4号	さいたま市保 正する訓令	健所事務専決規	程の一部を改	保	健	総	務	課	平	成3 1	年3〕	月29	日
訓令第5号	さいたま市職 改正する訓令	員安全衛生管理	規程の一部を	職		員		課	平	成3 1	年3)	月29	日

さいたま市訓令第1号

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員の勤務時間等に関する規程(平成13年さいたま市訓令第5号)の 一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務時間の割振り <u>及び休憩時間</u>)	(勤務時間の割振り)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 職員の休憩時間は1時間とし、午後零時から午	
後1時までとする。	
3 前2項の規定にかかわらず、育児、介護、障害	
又は業務上の都合により早出遅出勤務 (始業及び	
終業の時刻を、職員が育児若しくは介護を行うた	
めのものとして、若しくは職員の障害の特性等に	
応じて、又は業務上の都合により、あらかじめ定	
められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによ	
る勤務をいう。)を行う職員については、別に定	
<u>めるところにより勤務時間の割振り及び休憩時間</u> を定めることができる。	
<u>を</u> ためることができる。	
	(休憩時間)
	第3条 職員の休憩時間は1時間とし、午後零時から午後1時までとする。
	り十枚1時よくとする。
(特例)	(特例)
(, , , , ,	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
第3条 所属長は、勤務の特殊性その他の事由により前条の規定によることができない場合は、その	<u>男 4 宋</u> 別属 女は、 勤務の 特殊性 その他の 事田に よ り前 2 条の 規定によることができない 場合は、 そ
勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時	の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩
間について総務局人事部長と協議の上定めること	時間について総務局人事部長と協議の上定めるこ
ができる。	とができる。
	•
第4条 [略]	第5条 [略]
ZIV - ZIV	217 - 217 - 1794 3

附則

さいたま市訓令第2号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程(平成15年さいたま市訓令第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(代決)

第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表 第11条 急ぎの決裁を必要とする場合で、次の表 の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事 案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決す ることができる。

	<u> </u>
決裁権者	代決権者
[略]	
局長	本庁の主管部長、事務分掌規 則 <u>第13条第4項に規定する</u> 情報統括監、同条第5項に規 定する危機管理監、同条第6 項に規定する行政管理監又は 第1類事業所の長
[略]	
会計管理者	出納室長 <u>(会計管理者が出納室長を兼ねるときは、会計管理者があらかじめ指定した職員)</u>
[略]	

別表第1(第2条関係)

局長	(1) [略]
	(2) 事務分掌規則第13条第4項に規
	定する情報統括監及び同条第5項に
	規定する危機管理監(それぞれその
	<u>所管する事務に限る。)</u>
	<u>(3)</u> [略]
	<u>(4)</u> [略]
部長	(1)・(2) [略]
	(3) 事務分掌規則第13条第3項に規
	定する広報監及び同条第6項に規定
	する行政管理監 <u>(それぞれその所管</u>
	する事務に限る。)

(代決)

の左欄に掲げる決裁権者が不在のときは、当該事 案を主管する同表右欄に掲げる代決権者が代決す スニレができる

改正前

ることができる。	
決裁権者	代決権者
[略]	
局長	本庁の主管部長、事務分掌規 則 <u>第13条第5項</u> に規定する 危機管理監、同条第6項に規 定する行政管理監 <u>、同条第8</u> 項に規定する情報統括監又は 第1類事業所の長
[略]	
会計管理者	出納室長
[略]	

別表第1 (第2条関係)

局長	(1) [略]
	<u>(2)</u> [略]
	<u>(3)</u> [略]
部長	(1)・(2) [略]
	(3) 事務分掌規則第13条第3項に規
	定する広報監、同条第6項に規定す
	る行政管理監及び同条第8項に規定
	する情報統括監

	$(4)\sim(6)$ [略]
課長	(1) [略]
	(2) 事務分掌規則第1条に規定する都
	市経営戦略部、行財政改革推進部、
	情報政策部、未来都市推進部、区政
	推進部及びオリンピック・パラリン
	<u>ピック部</u> の参事又は副参事の職にあ
	る者で当該部の長が指定するもの。
	(3)~(6) [略]

別表第2(第3条関係)

共通専決事項

 $1 \sim 6$ [略]

7 財産管理

専決事項	課長	部長	局長	副市長
$1 \sim 5$				
略]				
6 公有財				
産の貸付				
け(無償				
貸付及び				
減額貸付				
に限る。				
)の決定				
及び契約				
に関する				
こと。				
(1) 新規				
	1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	付料年額	141115	
		又は総額		
	1件~1	1件~5		
(0) 亜如	00万円	00万円	0 / 0 1	
(2) 更新		減額前貸		
	1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1	付料年額	141115	
	, ,,,,,	又は総額	, ,,	
	1件~1	$1 \stackrel{\text{$4}}{=} 2$		
	<u>,000</u> 万円	, <u>000</u> 万円	<u>000万</u> 円~	
7 0 1 9	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	
7~13 [略]				
[

8 [略] 備考 [略]

別表第3 (第3条関係)

個別専決事項

総務局

	(4)~(6) [略]
課長	(1) [略]
	(2) 事務分掌規則第1条に規定する都
	市経営戦略部、行財政改革推進部、
	<u>シティセールス部、オリンピック・</u>
	パラリンピック部、東部地域・鉄道
	戦略部及び区政推進部の参事又は副
	参事の職にある者で当該部の長が指
	定するもの。
	(3)~ (6) [略]

別表第2(第3条関係)

共通専決事項

 $1 \sim 6$ [略]

7 財産管理

/ 別生日2	Τ.			
専決事項	課長	部長	局長	副市長
$1 \sim 5$				
略]				
6 公有財			<u>O</u>	
産の貸付				
け(無償				
貸付及び				
減額貸付				
に限る。				
)の決定				
及び契約				
に関する				
こと。				
$7 \sim 13$				
[略]				

8 [略] 備考 [略]

別表第3(第3条関係)

個別専決事項

総務局

 総務部
 課所名
 課期
 課期

人事部					
課所名	専決事項	1	部長		
人事課	1~6 [略]				
職員課 「略」 「略」 市民局	1~6 [略] 7 報酬の額(さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び明介質に関する条例(平成13年さいたま第18項に規定するも、2は改定すること。			0	
市民生活部	本 油 本 语	±щ	47		급리
課所名	専決事項	1	部長	l	
[略]					長
					長
人策 女参 が まま おまま かん で 女 参 で まままま ままま ままま ままま ままま まままま かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	1 さいたま市男女共同 参画推進センター条例 (平成15年さいたま 市条例第78号)に基 づく利用の取消し等を すること。 2 さいたまの許解保館条 例(平成13年さいたま ま市条例第184号)に基づく利用の許可の取消し ま市条例第184号) に基づく利用の許可し 等をすること。	0			長

		長	長	長	市長
人権政 策推進	1 さいたま市隣保館条 例(平成13年さいた	0			
課	ま市条例第184号)に基づく利用の許可、				
	利用許可の取消し等を				
	すること。				

人事部					
課所名	専決事項	課	部	局	副
		長	長	長	市
					長
人事課	1~6 [略]				
	7 旧姓の使用及び使用		0		
	の中止を承認すること。				
職員課	1~6 [略]				
	7 報酬の額(さいたま				
	市特別職の職員で非常				
	勤のものの報酬及び費				
	用弁償に関する条例(
	平成13年さいたま市				
	条例第37号)別表第				
	16項に規定するもの				
	 に限る。) を決定し、				
	又は改定すること。				
[略]		•	-	•	•

[略]

市民局市民生

活部

課所名	専決事項	1	部長		副市長
[略]			I	I	
男女共同参画課	1 さいたま市男女共同 参画推進センター条例 (平成15年さいたま 市条例第78号)に基 づく利用の許可及び利 用の許可の取消し等を すること。				
[略]		•			

保健福祉	IL/PJ			保健福祉	L/PJ				
[略]	1			[略]	1				
福祉部	-t- VItT	3m 4	 →. r	福祉部		3777		Ι	I <u>—</u> .
課所名	専決事項	課号長月		課所名	専決事項		部長	局長	1
[略]			IX.	[略]					110
<u> </u>	1~5 [略]		П	障害政	1~5 「略]				
				策課	6 さいたま市さくら草				
					学園管理規則(平成1				
					3年さいたま市規則第	<u>;</u>			
					109号) に基づく利	<u> </u>			
					用時間の変更をするこ	_			
					<u> </u>	. _			
					7 さいたま市杉の子園				
					<u>管理規則(平成13年</u> さいたま市規則第11	-			
					0号)に基づく利用時	-			
					間の変更をすること。	-			
	6 [略]				8	-			
					9 さいたま市はるの園				
					条例施行規則(平成2				
					3年さいたま市規則第	<u> </u>			
					4号) に基づく利用時	<u> </u>			
			Щ		間の変更をすること。	_			
[略]		1 1		[略]					
国民健	1~6 [略]			国民健	1~6 [略]				
康保険	7 国民健康保険法(昭			康保険	7 国民健康保険及び領	- -			
果	<u>和33年法律第192</u> 号)の規定による医療			課	康保険法等の一部を改	-			
	<u>考別</u> の規定による医療 に係る診療報酬明細書				正する法律(平成18 年法律第83号)第7	-			
	の再審査を決定するこ				<u> </u>	-			
	と。				の老人保健法(昭和5	-			
					7年法律第80号。以	-			
					下「改正前の老人保領	-			
					<u>法」という。)</u> の規定	5			
					による医療に係る診療	ŧ			
					報酬明細書の再審査を				
					決定すること。				
	8 国民健康保険法の規				8 国民健康保険及び改	-			
	定による医療に係る柔				正前の老人保健法の規				
	道整復施術療養費の支				定による医療に係る柔				
	給を決定すること。				道整復施術療養費の支 給を決定すること。	-			
	 9 国民健康保険法の規				和を伏足りること。 9 国民健康保険及び改	,			
	定による医療に係る移				正前の老人保健法の規	-			
	送費を決定すること。				定による医療に係る科				
					送費を決定すること。				
			1 1	1 1		- 1	1	1	1

 [略]	基づく第三者行為及び 不当利得を処理するこ と。					昭和33年法律第19 2号)及び改正前の老 人保健法に基づく第三 者行為及び不当利得を 処理すること。 [略]
子ども <i>></i> 子ども 育成部		-T	I	· ·	T	子ども未来局 子ども 育成部
課所名	専決事項	- 1	部長	1	副市長	課所名 専決事項 課 部 局 長 長 長
子育接課	<u>1</u> [略]					子育て 1 助産施設、乳児院、
	2 [略]					4 「略」

[略]							[略]	<u> </u>
幼児未 来部							幼児未 来部	
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長		課所名	
幼児政 策課	1 幼児教育 <u>及び認可外</u> <u>保育施設</u> に係る助成の 実施及び決定を行うこ と。 2・3 [略]	0					幼児政 策課	2
[略]	<u> </u>	-					[略]	

子ども					
家庭総					
合セン					
ター					
課所名	専決事項	課	部	局	副
		長	長	長	市
					長
総務課	1 助産施設、乳児院、			0	
	母子生活支援施設、児				
	童養護施設等の設置の				
	認可及びその取消し並				
	びに廃止又は休止の承				
	認をすること。				
	2 助産施設、乳児院、			0	
	母子生活支援施設、児				
	童養護施設等の設置及				
	び運営の改善勧告、改				
	善命令及び業務停止命				
	令をすること。				
	3 児童虐待の防止等に		0		
	関する法律(平成12				
	年法律第82号)第1				
	2条の4第1項の規定				
	による命令、同条第2				
	項の規定による期間の				
	更新及び同条第6項の				
	規定による命令の取消				
	しをすること。				
	4 民間あっせん機関に			0	
	よる養子縁組のあっせ				
	んに係る児童の保護等				
	に関する法律(平成2				
	8年法律第110号)				

	<u>る停止の命令をするこ</u> と。		
略]			

幼児未					
来部					
課所名	専決事項	課	部	局	副
		長	長	長	市
					長
幼児政	1 幼児教育に係る助成				
策課	の実施及び決定を行う				
	こと。				
	2・3 [略]				
[略]					

第6条第1項の規定による許可、第10条第1項又は第13条第2項の規定による許可。第15条の規定による許の規定による改善命令、第16条第1項の規定による許可の規定による許の項別とによる等2項の規定にび同条第2項の規定による。と。			
---	--	--	--

総合	療					
育セ	ン					
ター	-V					
まわ	りり					
学	袁					
課所	r名	専決事項	課	部	局	副
			長	長	長	市
						長
総務	課	[略]				
• 医	務					
課·	育					
成課	•					
療育	セ					
ンタ、	_					
さく	ら					
草 (共					
通)						
総務	課	1 さいたま市さくら草	0			
		学園管理規則(平成1				
		3年さいたま市規則第				
		109号) に基づく利				
		用時間の変更をするこ				
		と。				
İ		2 さいたま市杉の子園				
		管理規則(平成13年				
		さいたま市規則第11				
		0号) に基づく利用時				
		間の変更をすること。				
		3 さいたま市はるの園				
		条例施行規則(平成2				
		3年さいたま市規則第				
		4号)に基づく利用時				
		間の変更をすること。				

[略] 区役所 [略]

健康福

総合療 育セン タまわり 学園 課所名	専決事	 項	部長	
総・課成療ンさ草通務医・課育タく()課務育・セーら共	[略]			

[略] 区役所 [略]

健康福

課所名	専決事項	課	部	区	畐
H/K/// -	可以书:贫	長	長	長	H H
			IX.	JK.	
5-4-7					₹
[略]					
支援課	$1 \sim 12$ [略]				
	1 O [m/z]				
-	13 [略]				
	<u>14</u> [略]				
	<u>15</u> [略]				
	16 [略]				
1	<u>17</u> [略]				
	<u> </u>				
[略]					

祉部					
課所名	専決事項	課	部	区	쁴
		長	長	長	市
					長
[略]					
支援課	1~12 [略]				
	13 難病患者手術見舞	0			
	金の支給を決定するこ				
	<u>と。</u>				
	14 [略]				
	<u>15</u> [略]				
	<u>16</u> [略]				
	17 [略]				
	18 [略]				
[略]					
備考	[略]				

附 則

さいたま市訓令第3号

さいたま市副市長事務分担規程の一部を改正する訓令

さいたま市副市長事務分担規程(平成25年さいたま市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前	
(分担事務等)			(分担事務等)		
第2条 副市	5長の分担する事務は、次のとおりとっ	ナ 第	2条 副	市長の分担する事務は、次のとおりとす	
る。			る。	_	
副市長	担任事務		副市長	担任事務	
[略]			[略]		
髙橋篤	都市戦略本部に関する事務(<u>行財政</u>		髙橋篤	都市戦略本部に関する事務(東部地	
	改革推進部及び未来都市推進部に関			域・鉄道戦略部に関する事務を除く。	
	する事務を除く。)、財政局、スポ)、財政局、スポーツ文化局、保健	
	一ツ文化局、保健福祉局、子ども未			福祉局、子ども未来局及び出納室に	
	来局及び出納室に関する事務並びに			関する事務並びに固定資産評価審査	
	固定資産評価審査委員会との連絡調			委員会との連絡調整に関する事務	
	整に関する事務				
松本勝正	都市戦略本部に関する事務(<u>行財政</u>		松本勝正	都市戦略本部に関する事務(<u>東部地</u>	
	改革推進部及び未来都市推進部に関			域・鉄道戦略部に関する事務以外の	
	する事務以外の事務にあっては、副			事務にあっては、副担当)、財政局	
	担当)、財政局(副担当)、環境局			(副担当)、環境局、経済局、都市	
	、経済局、都市局及び建設局に関す			局及び建設局に関する事務、農業委	
	る事務、農業委員会事務局の職員に			員会事務局の職員に補助執行させる	
	補助執行させる事務並びに農業委員			事務並びに農業委員会との連絡調整	
	会との連絡調整に関する事務			に関する事務	
2 · 3 [斯	<u></u> \$]	2	• 3	略]	

附則

さいたま市訓令第4号

さいたま市保健所事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市保健所事務専決規程(平成14年さいたま市訓令第5号)の一部を次の ように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語 | 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ 「略]

(8) 課長 規則第5条第2号に規定する課長をい う。

(代決)

専決権者が不在のときは、次の区分によって代決 することができる。

決裁権者	代決権者
[略]	
保健所長	<u>課長</u>
[略]	

(専決事項)

第10条 「略]

- 2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。2 保健所長の個別専決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 参事及び課長(以下「参事等」という。)の 病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平 成13年さいたま市規則第29号)第21条第 1項第3号を除く。)を承認すること。
 - (2) 次長等の職務に専念する義務を免除(さいた ま市職員の職務に専念する義務の特例に関する 条例施行規則(平成14年さいたま市人事委員 会規則第16号)第2条第9号から第11号ま でに限る。) すること。

改正前

(用語の定義)

の意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(7)$ 「略]

- (8) 次長 規則第5条第2号に規定する次長をい う。_
- (9) 課長 規則第5条第3号に規定する課長をい

(代決)

第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、市長又は 第6条 急ぎの決裁を必要とするときで、市長又は 専決権者が不在のときは、次の区分によって代決 することができる。

決裁権者	代決権者
[略]	
保健所長	<u>次長</u>
[略]	

(専決事項)

第10条 「略]

- (1) 次長及び課長(以下「次長等」という。)の 病気休暇及び特別休暇(さいたま市職員の勤務 時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平 成13年さいたま市規則第29号)第21条第 1項第3号を除く。)を承認すること。
- (2) 次長等の職務に専念する義務を免除(さいた ま市職員の職務に専念する義務の特例に関する 条例施行規則(平成14年さいたま市人事委員 会規則第16号)第2条第9号から第11号ま でに限る。) すること。

- (3) <u>参事等</u>の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (4) <u>参事等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
- (5) 参事等の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
- (6) <u>参事等</u>の出張命令(外国出張及び人材育成課 が主管する派遣研修を除く。)をすること。
- (7) 「略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- 3 [略]

- (3) 次長等の勤務時間及び休憩時間の割振りをすること。
- (4) <u>次長等</u>の時間外勤務及び休日勤務の命令をすること。
- (5) <u>次長等</u>の週休日の振替え及び代休日の指定をすること。
- (6) <u>次長等</u>の出張命令(外国出張及び人材育成課が主管する派遣研修を除く。)をすること。
- (7) 次長(2人以上置かれる場合に限る。)の担 当事務を指定すること。
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]
- (11) [略]
- 3 [略]

附則

さいたま市訓令第5号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程(平成13年さいたま市訓令第7号)の一部を次 のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 改正後 改正前 (産業医) (産業医) 第9条 法第13条第1項に規定する産業医(以下|第9条 法第13条に規定する産業医(以下「産業 「産業医」という。)を置く箇所並びにその名称 医」という。)を置く箇所並びにその名称及び人 及び人数は、別表第6に定めるとおりとする。 数は、別表第6に定めるとおりとする。 2 産業医は、法第13条第3項及び省令第14条 第1項各号に掲げる事項を行うとともに、同条第 2項及び省令第15条第1項に規定する職務を行 う。 (作業主任者) (作業主任者) 第10条 [略] 第10条 「略] 2 作業主任者は、法第14条に規定する事項を行 う。 (安全衛生委員会) (安全衛生委員会) 第11条 [略] 第11条 [略] 2 「略] 2 「略] 3 安全衛生委員会は、開催の都度、省令第23条 3 安全衛生委員会における議事は、すべて記録し、 これを3年間保存しなければならない。 第4項各号に掲げる事項を記録し、これを3年間 保存しなければならない。 4 [略] 4 「略]

(安全衛生委員会の運営)

項は、安全衛生委員会が定める。

別表第1(第4条関係)

総括安全衛生管理者

箇所	名称	充てる 者の職	総括安全 衛生管理 代理者に 充てる者
----	----	------------	------------------------------

(安全衛生委員会の運営)

第14条 安全衛生委員会の運営について必要な事 第14条 安全衛生委員会の運営について必要な事 項は、委員会が定める。

別表第1 (第4条関係)

総括安全衛生管理者

箇所			総括安全 衛生管理 代理者に 充てる者
----	--	--	------------------------------

				の職
[]	<u> </u>			
7	[略]			
8	環境局資源循 環推進部大崎 清掃事務所(同局施設部クリーンセンタン ー大崎を含む。)	大崎 掃事終括 衛 生管 者	大崎清 掃事務 所長	大崎清掃 事務所所 長補佐
9	[略]			
[]	咯]			
1 3	[略]			各学校 <u>副</u> 校長又は 教頭
[E	咯]			

別表第2(第5条関係)

安全管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推 進部東清掃事務所	[略]	
環境局資源循環推 進部大崎清掃事務 所	大崎清掃事務所安 全管理者	1人
環境局施設部東部 環境センター	[略]	
[略]		

別表第3 (第6条関係)

衛生管理者

箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推	[略]	

Г	#女门			の職	
7	略]				
8	[略]				
9	局資源循環推 進部大崎清掃 事務所を含む。	クンタ崎安生者 一ン大括衛理	大崎清 掃事務 所長	クリーン センター 大崎所長	
1 3	略] [略]			各学校教頭	
[]	[略]				

別表第2(第5条関係)

安全管理者

箇所	名称	人数		
[略]		•		
環境局資源循環推 進部東清掃事務所	[略]			
環境局施設部東部 環境センター	[略]			
環境局施設部クリ ーンセンター大崎	クリーンセンター 大崎安全管理者	1人		
[略]				

別表第3(第6条関係)

衛生管理者

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
箇所	名称	人数
[略]		
環境局資源循環推	[略]	

進部東清掃事務所		
環境局資源循環推 進部大崎清掃事務 所	大崎清掃事務所衛 生管理者	1人
環境局施設部東部 環境センター	[略]	
[略]	1	

別表第4(第7条関係)

安全衛生推進者

笛	折	名称	充てる 者の職
環境局施設環境センク		西部環境センター 安全衛生推進者	西部環 境セン ター所 長
環境局施設		クリーンセンター 大崎安全衛生推進 者	クリー ンセン ター大 崎所長
環境局施設 浄化センタ		南部浄化センター 安全衛生推進者	南部浄 化セン ター所 長
環境局施設 ーンセンタ		[略]	

別表第5 (第8条関係)

衛生推進者

箇所	名称	充てる 者の職
[略]		
教育委員会学校教 育部に置かれる市 立学校のうち職員 が常時10人以上 50人未満の学校	[略]	
教育委員会生涯学 習部青少年宇宙科	青少年宇宙科学館 衛生推進者	青少年 宇宙科

進部東清掃事務所	
環境局施設部東部 環境センター	[略]
環境局施設部クリ ーンセンター大崎	クリーンセンター 1人 大崎衛生管理者
[略]	

別表第4(第7条関係)

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる 者の職
環境局施設部クリ ーンセンター西堀	[略]	
建設局下水道部下 水処理センター	下水処理センター 安全衛生推進者	下水処 理セン ター所
		長

別表第5(第8条関係)

衛生推進者

箇所	名称	充てる 者の職
[略]		
教育委員会学校教 育部に置かれる市 立学校のうち職員 が常時10人以上 50人未満の学校	[略]	

学館		学館長
教育委員会生涯学 習部博物館	[略]	
教育委員会生涯学 習部うらわ美術館	うらわ美術館衛生 推進者	うらわ 美術館 副館長
[略]		

別表第6 (第9条関係)

産業医

箇所	名称	人数
[略]		
保健福祉局市立病	[略]	2人
院		
[略]		
環境局資源循環推	[略]	
進部東清掃事務所		1
環境局資源循環推	大崎清掃事務所産	1人
進部大崎清掃事務 所	業医	
721		
環境局施設部東部	[略]	
環境センター		
5963		
[略]		

別表第7(第10条関係)

,,	20/19 · ()	13 1 0 / (1)	ליועו		
	作業主任者				
	箇所	名称	人数	職務	
	[略]				
	環境局施	[略]			
	設部クリ				
	ーンセン				
	ター西堀				

別表第8(第11条関係)

安全衛生委員会

	箇所	名称	委員構成	庶務担当
ĺ	[略]			

教育委員会生涯学 習部博物館	[略]
[略]	

別表第6 (第9条関係)

産業医

箇所	名称	人数
[略]		
保健福祉局市立病	[略]	1人
院		
[略]		
環境局資源循環推	[略]	
進部東清掃事務所		
環境局施設部東部	[略]	
環境センター		
環境局施設部クリ	クリーンセンター	1人
ーンセンター大崎	大崎産業医	
[略]		

別表第7(第10条関係)

作堂主任者

1F来土仕有							
箇所	名称	人数	職務				
[略]							
環境局施 設部クリ ーンセン ター西堀	[略]						
水道部下	下水処理 センター ボイラー 取扱作業 主任者	1人	ボイラー及び圧力 容器安全規則第2 5条第1項各号に 掲げる事項				

別表第8(第11条関係)

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			

環境局資	[略]		
源循環推			
進部東清			
掃事務所			
環境局資源循環推進部大崎 清掃事務 所	掃事務 所安全	1 大崎清掃事務 所総括安全衛生 管理者 2 指名安全管理 者等 1人 3 大崎清掃事務 所産業医	大崎清掃 事務所
		4 指名安全所属 職員 6人 5 指名衛生所属	
		職員 6人	
環境局施設・環境と	[略]		
[略]			

環境環境 源循環 連 事 務所	[略]		
環境局施 設部東部 環境セン ター	[略]		
環境局施 設部クリンター大崎	ンセン	1 クリーンセン ター大崎総括者 全衛生管理者 2 指名安全管理 者等 1 人 3 クリーン産業所 ター大会安子 4 指名安子人 4 職員 7人 5 指名衛生所属 職員 7人	クリーン セン崎
[略]			

附 則